

長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針の改正案に関する  
意見募集の結果について

令和3年10月20日  
国土交通省住宅局

国土交通省では、令和3年9月6日から令和3年10月5日までの期間において、長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針の改正案に関する意見の募集を行いました。

10件のご意見をいただき、いただいたご意見及びそれに対する当省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。なお、本意見募集とは直接関係のないご意見（3件）と賛成のご意見（1件）の提出がありました。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

|   | いただいたご意見<br>(要約、集約、補足後)  | 国土交通省の考え方  | 件数 |
|---|--|--|----|
| 1 | 現在、土砂災害特別警戒区域内で長期優良住宅の認定を受けている住宅の扱いはどうなるのか。変更認定や地位の承継も認められないのか。                                  | 改正法附則第2条第2項の規定により、改正法施行の際既に認定を受けている長期優良住宅建築等計画に関する計画の変更、地位の承継は改正前の法律を適用することとしているため、変更認定を受ける際に災害配慮基準への適合は求められません。             | 1  |
| 2 | 災害配慮基準について、国として明確な基準を早期に示すべきではないか。   | 自然災害のリスクは地域によりさまざまであることから、災害配慮基準は、各所管行政庁において地域の実情を踏まえて個別に設定いただくこととしております。設定に当たっては基本方針に示す認定に当たっての基本的な考え方を参考に設定いただくこととなります。    | 3  |
| 3 | 認定申請対象住宅の敷地の一部が、認定に当たって必要な措置等を求めることされた区域内にあるが、建築する住宅が当該区域外の場合は、所管行政庁が定める措置等の対象外となることを明示していただきたい。 | 災害配慮基準の適用にあたっては、建築物が災害のリスクが高い区域に含まれるかどうかを判断の基本としますが、想定する災害の種類に応じ、敷地の一部が災害リスクの高い区域に含まれる場合に、認定に当たって必要な措置等を所管行政庁の判断で求めることも可能です。 | 1  |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
| 4 | <p>「洪水浸水想定区域」等で所管行政庁が定めることができる措置について、所管行政庁が過度な措置を求めることにならないように、技術的助言で示していただきたい。</p>   | <p>各所管行政庁が地域の実情を踏まえて個別に判断されます。</p>  | 1 |
| 5 | <p>特定行政庁の判断で制限可能となる内容や定めることのできる必要な措置が適切に誘導されるような技術的助言を定めていただきたい。</p>  | <p>各所管行政庁が地域の実情を踏まえて個別に判断されます。</p>  | 1 |
| 6 | <p>建設地が、一定の自然災害のリスクが想定される区域に該当するかどうかは、自治体のハザードマップで確認することになるか。洪水浸水想定区域の場合、必要な措置の基準として「想定される浸水深」が指標に用いられることが考えられるが、その際のハザードマップで示されている幅を持った浸水深を用いるのか。また、「想定される浸水深」に対する措置をする場合、浸水深を算出する際の基準点はどこか。</p> | <p>認定申請対象住宅が所管行政庁の指定する認定を行わない区域等に位置するかどうかは、各行政庁が公表する情報（ホームページや公表資料）を基に確認してください。区域ごとに想定する災害の程度（想定浸水深等）については、各法令のルールに基づき判断されます。</p> | 1 |